

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令案の概要

平成 30 年 10 月
農 林 水 産 省
環 境 省

I 趣 旨

農薬取締法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。)においては、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等が措置されたところである。本政令案は、改正法の施行に伴い、農薬取締法施行令(昭和 46 年政令第 56 号)等について、所要の規定の整備等を行うものである。

II 改正の概要

(1) 農薬取締法施行令の一部改正

- ① 再評価を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、44 万 2,600 円(再評価に係る農薬が二以上の種類の有効成分を含む場合にあっては、44 万 2,600 円を当該農薬が含む有効成分の種類の数で除して得た額)とすることとする。

(農薬取締法施行令第 1 条第 4 項関係)

- ② 水質汚濁性農薬について、一部の薬剤を除外する。

(農薬取締法施行令第 2 条関係)

(2) その他の関係政令の一部改正

改正法による農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)の条項の移動等に伴う所要の改正等を行うこととする。

III 施行期日

改正法の施行の日(平成 30 年 12 月 1 日)とする。ただし、一部(生活環境動植物に関する改正に係る部分)については、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(平成 32 年 4 月 1 日)とする。